

# 不均衡の国連NGO

——本部所在地の分析を中心に——

三 上 貴 教

## 一 緒 論

環境、開発、人権、軍縮などを巡る諸問題が主権国家を独占的単位と想定する国際システムの根底を揺り動かすようになって既に久しい。どの政府にとっても、これらが内政問題だと断言することは容易ではなくなった。地球的問題の解決のためには、地域的な多国間の協力、国際的政府間機関の活躍が欠かせない。またそれらに勝るとも劣らずに重要視されるようになってきたのがNGOの活動である。諸問題の地球規模化に対抗するためには、人類社会も同様に連帯してゆく必要がある。市民の主体的参加に支えられたNGOの活動こそが、その連帯を最も確かなものとする礎とみなされるようになって<sup>(1)</sup>いる。さらにNGOは、公共的価値や規範の形成を地球的規模でなしうるだけの影響力をも発揮し始めて<sup>(2)</sup>いる。

他方、国際社会の平和と安全の維持を目的とする国際連合は、巨大化した組織の足回りの悪さや、各国政府の代表による機関であることの限界を露呈する中で、喧しい改革論の渦中にある。そしてそれら改革論の中で示される構想の多くに、

国連と地球市民社会のより親密な関係を築くことの必要性が指摘されている。<sup>(3)</sup>つまり国連と、地球的視野で考え行動する市民とのパートナーシップの確立とその一層の進展を求める声の現出である。そして地球市民社会の主役がNGOである以上、国連とNGOの協力関係が特に重要性を帯びてくる。<sup>(4)</sup>

このような協力関係強化の主張の代表格にグローバル・ガバナンス論がある。グローバル・ガバナンス論自体は多様な色合いがあり、現時点では、明確な定義に基づき体系化された理論枠組みを示しているとは言い難い。レジーム論の延長上に位置するものから、機能主義的アプローチを發展させようとするものもある。<sup>(5)</sup>本稿ではグローバル・ガバナンス論を、「地球上のあらゆる行為体に地球という共同体の一員であることの自覚を促し、それによりたとえ世界大の政府がなくとも、より良き隣人社会の構築が可能であり、そうしなければならぬことを説くもの」と捉える。そしてこれを敷衍して検討を深めるとすれば、行為体の具体的代表例として第一にNGOの名が挙がることになる。他にも例えばグローバル・ガバナンス委員会の主張において、国連とNGOの協力関係の重要性が説かれている。<sup>(6)</sup>学術誌 *Global Governance* の論考にも同趣旨の主張が数多く並ぶ。今や国連とNGOの協力関係は国際政治研究の中で優先順位の高い重要なテーマの一つになろうとしている。

さてNGOと国連の関係については国連憲章第七一条の中に言及がある。それは国連経済社会理事会がNGOと協議を行うために適当な取極をなすことが出来ると定めている。その取極として、一九六八年五月の経済社会理事会一二九六(XIV) 決議が存在していた。<sup>(7)</sup>協議可能なNGOに関してはそのための資格が付与された。さらにNGOを、国連経済社会理事会の活動領域との関わり応じ、あるいはNGOがもつ権利に差を設けてカテゴリーI・II、そしてロスターの三つに分類した。<sup>(8)</sup>

しかしながら、冷戦構造の桎梏からの解放を背景としつつ、国連活動におけるNGOの重要性がより強く認識されるに及んで、一二九六決議の協議資格に疑問が呈されるようになった。協力し合うパートナーからほど遠い限定的な協議関係、また管理監督されるような立場に置かれていること。NGO間に実質的な階層序列を設けていること。資格をもつNGOが圧倒的に先進国に偏っていること。提起されるこれら諸問題とNGOへの期待の声の高まりも受けて、協議関係取極の見直しが図られた。一九九六年の一九九六/三一決議がその結果であった。

この見直しは、経済社会理事会との協議資格を有するNGO（以下、国連NGO<sup>(9)</sup>）の著しい地理上の不均衡の是正を図るために<sup>(10)</sup>、途上国のNGOに登録を促すこと、あるいは、非西欧地域のNGOの効果的な国連関与を一つの狙いとしていた。その結果として従来NGOに課していた国際的だと認められていなければならないとする条項<sup>(11)</sup>をはずした。その条項の運用において課されていた具体的基準は、団体の構成員が三カ国以上に跨っていないなければならないことであった<sup>(12)</sup>。財力に乏しい途上国のNGOにとっては、外国とのネットワークを確立するだけの余裕をもたないことは想像できる。その点に配慮して、国内に活動を限定したNGOであつても容易に協議資格が得られるようにした<sup>(13)</sup>。

改定後まだ間もないためにその効果がどの程度登録数に反映されたかはここでは検証しない。それはデータの収集が可能となった後の課題<sup>(14)</sup>とした。本稿では世界の国連NGOの分布、より具体的にはその不均衡がどういう意味をもつものなのかについて考究する。そのために不均衡がどこに存在しているのかを分析することから始めたい。

本章に続く第二章で、国連NGOの不均衡を問題とする理由を明らかにしておく。そして第三章において、どう不均衡であるのか様々な分析を行った。データを収集する単位としては国家を基礎とした。分析はそれらを文化圏毎に分けたり、経済力による差異を見極めたり、あるいは他の要因による分類を縦横に組み合わせながら重要な要因の抽出を試みた。そ

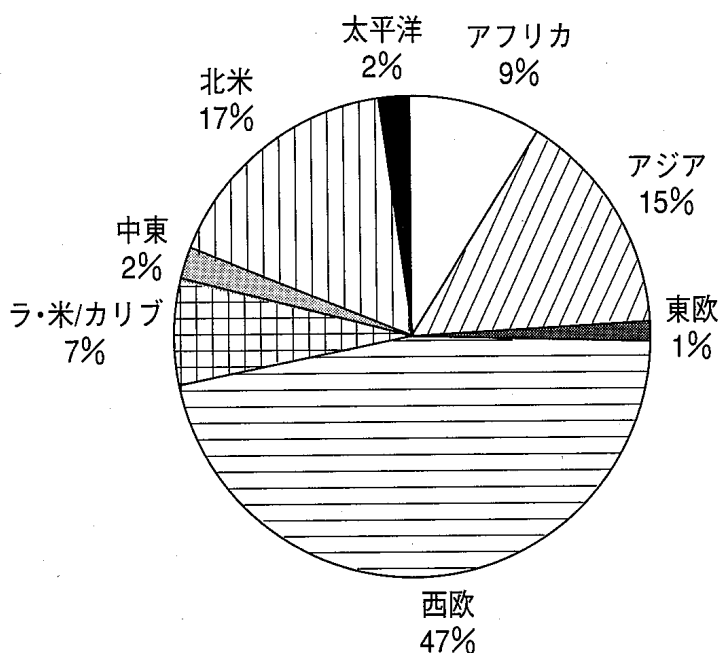
して「おわりに」では、明らかになった不均衡をどう認識し、またそれに対処すべきかを述べている。

## 二 不均衡は問題か

一九九六／三一決議（以下一九九六決議）として結実したNGOの協議資格を巡る議論の中で、カテゴリーIのNGOの代表から次のような意見の表明があった。「北や南という言葉は、国内組織が自分の地域を特別に代表するような場合には用いることができるかもしれない。しかし、そのような言葉を国際的組織に対して用いるのはふさわしくない。なぜならまさに国際という言葉こそは多くの国々からのメンバーを代表していることを示すからである。組織の本部がどこにあるかということでもってその利益や関心を決めるべきではない。ソロプティミスト・インターナショナル (Soptimist International) の本部がイギリスにあるから北だなどと言えないのは、国連本部がニューヨークにあるからそうだなどと言えないことと同じである。<sup>(15)</sup>」

本部の所在地は問題ではないという主張である。しかしこの発言の例を取り上げて考えてみると、国連本部がアメリカにあることの意味は決して小さいとは思えない。国際連盟の失敗の反省の下、アメリカを最も普遍的な国際組織にコミットさせ続ける最良の策こそが、その本部をアメリカに置くことだった。まさにアメリカの関与を担保する象徴としてニューヨークに本部があると解するべきだろう。本部の所在が意味することは常識的に考えて、その組織の設立に中心に関わった国、グループ、あるいは個人などと深い結びつきがあると捉えて良い。本部がどこにあるかという問題は決して小さなことではない。人間が社会的動物である以上、NGOも社会で生み出されている。つまりNGOも社会的存在と言えるわけで、本部の所在も何らかの社会的文脈を背景に定められていることは疑いない。<sup>(16)</sup>そこに意味があることを確

図1 人権NGOの地理的分布



Jackie Smith, and Ron Pagnucco, with George A. Lopes, "Globalizing Human Rights: The Work of Transnational Human Rights NGOs in the 1990s," *Human Rights Quarterly*, Vol. 20, No. 2, p. 287, Table 1 より筆者作成。

信しているからこそ、その本部の所在の不均衡を問題とした。  
 国際的な人権NGOの所在を地理的に分類したのが図1である。ここに示したデータは国際NGOとされており、国連NGOと等しく重なるものとは言えない。しかし、人権NGOは他の争点を巡って活動するどのNGOよりも国連との協力関係が進んでいて、協議資格をもつNGOも多い。ここで目立つのは、西欧と北米を併せると六〇パーセントを越えていることである。

帝国主義の諸段階を議論する中でガルトゥング (Johan Galtung) は、国際非政府組織 (INGOs) のいくつかのものが文化的側面において伝達装置の役割を果たしている指摘した。<sup>(17)</sup> 中心周辺構造の中で、中心の文化的価値観をNGOが周辺に伝達し、それによって帝国主義的構造が形作られるとすれば、NGOの中心がどこにあるかは極めて重要な問題となる。結論として、不均衡はやはり問題であると言わざるを得ない。

国連NGOの圧倒的多くが西欧諸国に本部を置く西欧的な組織であることは、一九六八年の協議資格を巡る一二六八決議の段階で既に問題として取り上げられていた。<sup>(18)</sup> 独立を勝ち取った多くの国が国連加盟を進めて行く中で、当然

加盟国の構成は大きく変わっていった。それにも拘わらず、国連NGOの多数は相変わらず西欧諸国の組織であった。その是正のために平等的な地理的分布であることの重要性が強調された<sup>(19)</sup>。その結果がこの決議に反映された。しかしながらその効果も不充分であった。そのため不均衡是正のために、より明示的に国内組織の容認を示すことになったのが、前述した一九九六年改正の一九九六決議であった。

具体策としてはさらに、途上国や最貧国からのNGOの参加を促すために、基金を創設する提案もなされるようになった<sup>(20)</sup>。ただここで留意すべきは、不均衡が南北間にのみ存在していることを前提とした議論が展開されがちなことである。先進国間においても著しい不均衡がある。詳しくは次章で述べるが、日本の国連NGOも北米、西欧諸国と比べると極めて少ない。そうだとすると不均衡は、南北間の問題だと単純に述べることはできない。むしろ文化的な差異によるのか、国連との関わり合いの密度の程度によるのか、分析の角度を様々に変えて検証することが必要となろう。

日本を眼中に付言しておきたい。もしある国の市民社会が、NGOを積極的に創設し、国連における協議資格も得て意欲的に国際社会と関わって行こうとする姿勢に欠いているとすれば、それはその市民社会がなお機能として未成熟であることの証左かもしれない。そうだとすると臼井久和の言葉の通り、「常に『国家』と『創造的緊張』関係に立つNGOの育成こそ、われわれに要請されている緊急の課題なので<sup>(21)</sup>」り、「外交の中核に市民を据え、NGOや自治体を国際政策の形成に参画させるシステムを創出することが肝要<sup>(22)</sup>」となるだろう。国連NGOの不均衡は、このような射程をも包含する重要な問題だと言える。

### 三 不均衡の分析

国連NGOの分布状況を何に依拠して分析したか、データの出所について明らかにしておきたい。それは一九九七年時点で協議資格を有するNGOについて網羅しているリストに依った<sup>(23)</sup>。一つ一つ数え上げた結果、総合協議資格を持つNGO数は八八、特別協議資格のそれは六〇二、ロスターは六六六であった。さらに個々のNGOについて、一九九八年九月にインターネット上に載った国連のNGOデータベース<sup>(24)</sup>により、本部の所在地について確認を行った。その後、各国毎にそれらを集計してここで用いるデータとした<sup>(25)</sup>。国の数は一九九八年三月

一日現在日本が承認している一九〇カ国に北朝鮮を加えた一九一カ国として分類した<sup>(26)</sup>。

さて、このようにして得た国連NGO数の基礎データについて、第一に各国の経済状況とどのような関係にあるかを分析した。世界の経済状況を反映してのグループ化として、七七カ国グループ(G77)、OECDの構成国、またG7を取り上げた。結果を表1で示す。極端な不均衡が読みとれる。しかし七七カ国グループが余りにも多数の構成国を持つので、経済力によるより客観的なグループ分けとしてさらに世界銀行の区分も用いた<sup>(27)</sup>。それによる分析が表2である。低所得国においては、平均すると一カ国に一つあまりの国連NGOしか存在していないのに対して、

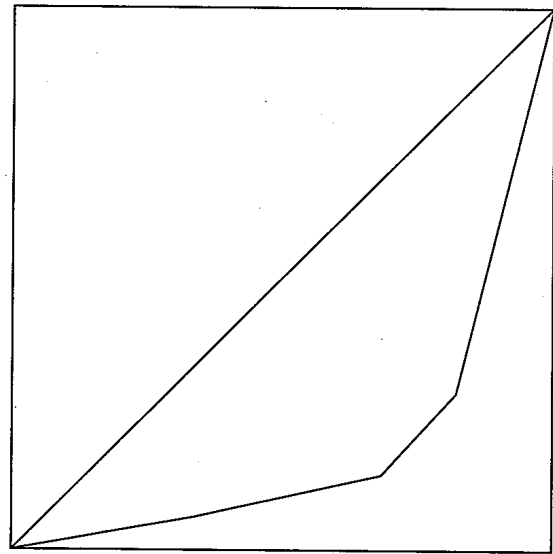
表1 経済力とNGO数

グループ	国家数	NGO数	平均NGO数
G77	132	220	1.67
OECD	29	1044	36.00
G7	7	713	101.86

表2 所得とNGO数

世銀区分	国家数	NGO数	平均NGO数
低所得国	63	83	1.32
低中所得	64	90	1.41
高中所得	25	67	2.68
高所得国	34	1040	30.59

図2 ローレンツ曲線：所得と NGO 数



高所得国においては実に三〇もある。この偏在ぶりを視覚化するためにローレンツ曲線を用いたのが図2である。<sup>(28)</sup> 対角線からの乖離が大きいほど不均等に国連NGOが配置されていることを示す。世界の三三パーセントを占める低所得国にわずか六パーセントの国連NGOしか存在していない。他方、一八パーセントの高所得国に八〇パーセントを超す国連NGOが存在している。明らかに国連NGOは貧しい国で少なく、豊かな国に圧倒的に偏っている。

第二に、民主的政治体制と国連NGOの関係について検討したい。そのためにもまず、民主主義を測る指標を設定することが必要となる。ここでは、各国を政治的権利の状況により七つに分類したフリーダムハウスの指標を用いる。<sup>(29)</sup> その尺度は、国家・政府のリーダーが自由かつ公正な選挙によって選ばれているかどうか。立法府の代表が自由かつ公正な選挙によって選ばれているかどうか。公正な選挙の法が存在し、選挙運動の機会が平等に与えられ、また投票、開票が公正に実施されているかどうか。選挙民達は自由に選出した代表に実質的権力を付与できているかどうか。国民が政党を組織する権利を持っているかどうか。認識しうる反対票が存在し、反対勢力が実在しているかどうか。自決の権利を持ち、国民が軍隊や外国勢力、独裁政党などの支配を免れているかどうか。文化的、民族的、宗教的な少数民族が妥当な自律性をもって政策決定過程に関与できているかどうか。権力の分立があり、地方自治が確保されているかどうか、などに基づいている。<sup>(30)</sup>

政治的権利が最も正当に保障されている各国を民主的政治体制の最高位とみなして1とする。逆に政治的権利を保障さ

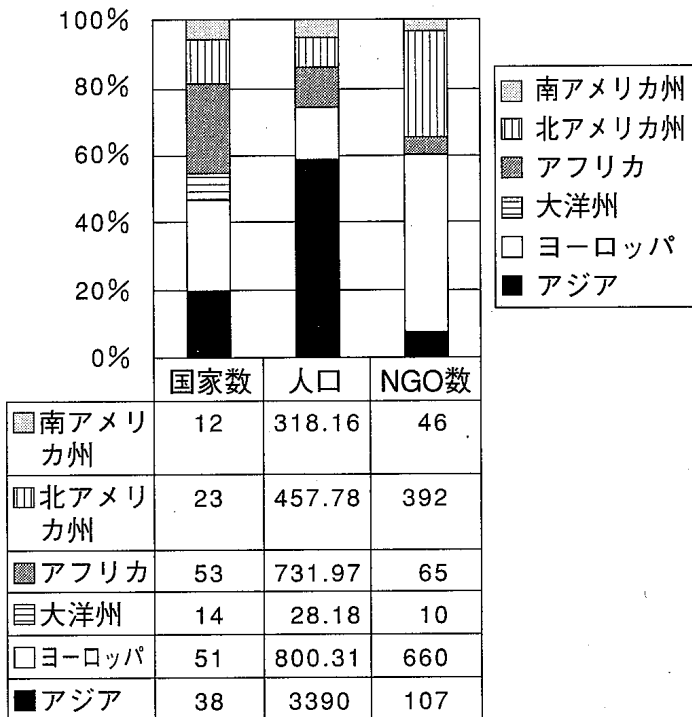


表3 政治的権利と NGO 数

政治的権利	国家数	NGO 数	平均 NGO 数
1	57	1055	18.51
2	28	90	3.21
3	17	20	1.18
4	24	42	1.75
5	12	12	1.00
6	21	32	1.52
7	31	29	0.94

不均衡の国連 NGO (三上)

図3 地域と NGO 数



れていない程度が顕著な各国を非民主的とみなして7とランク付けしている。それに基づいて国連 NGO を集約したのが表3である。最も民主的な国のグループ1の平均の国連 NGO 数は一八・五一であった。それに対して最も非民主的な国のグループ7の平均は〇・九四で、前述の低所得国の平均よりさらに低い数値となった。

第三に、地域と国連 NGO 数の関係について図3で示す。ヨーロッパ、北アメリカ州の国々により多くの国連 NGO が所在し、大洋州、アフリカにおいては極めて少ない。なおこの地域の分類は、国連発行の『統計年鑑』を基礎とする資料に準拠したが、その地域内においても際違った差異を示す下位グループが存在することを次に確認しておきたい。

アジアは中東地域とその他の地域で明白に異なる。中東地域の一家国あたりの NGO 数は一・三であるのに対して、中東以外の東アジア・南アジアのそれは三・九である。ヨーロッパについても、西欧と、旧ソ連諸国は異なる。北

アメリカ州もアメリカ、カナダの北米と、他の中央アメリカを同一にすることには無理がある。もともと国連の分類が地域としてのまとまりを反映していないと考えるのが妥当かもしれない。地理上の距離に基づいて判断しても、中東と東アジアを同一の地域に分類することには問題がある。西欧よりも東に位置する地域を一括りにアジアとした西欧中心の世界地理観が垣間見られる。

地理的分類の仕方に留意する必要があるが、国連NGOは確かに北アメリカ、ヨーロッパに顕著に多く、大洋州、アフリカに極端に少ない。さらに文化圏的要素を加味した分類で分析すれば、より一層その特徴は輪郭を鮮明にする。次にそ

文明	国家数	NGO数	平均NGO数
西欧	38	1031	27.13
ラテンアメリカ	31	75	2.42
アフリカ	34	19	0.56
イスラム	46	110	2.39
中国	5	12	2.40
ヒンドゥー	6	33	5.50
東方正教会	11	10	0.91
仏教	5	6	1.20
日本	1	17	17.00

複数の文明圏に属する場合は、それぞれに含めて計算した。

のために、サミュエル・ハンチントンによる文明圏の八分類を用いて分析した<sup>(31)</sup>。それぞれの文明間には違いが存在していて、あたかもそれらの間の衝突、特に西欧対「儒教・イスラム」コネクションの衝突が不可避であるかの如くの議論は大変な反響を呼んだ。安易な結論部分には与しかねる<sup>(32)</sup>。しかしアイデンティティの違いがそれぞれの文明間に存在していることは首肯できる。島嶼国が分類において無視されている欠点が存在するものの、世界各国をほぼ網羅的に扱っている点、また多くの読者を得たという事実を鑑み、本研究においても、ハンチントンの分類に従って国連NGOを数えてみた。表4に示す。

国連NGO数に関する限り、前述した国連の『統計年鑑』の分類

よりもこちらによる方が相違を巧みに抽出することが出来た。ここでのイスラムは、中東と北アフリカ、さらに旧ソ連圏のイスラム諸国を含んでいる。アフリカは大陸のサハラ砂漠以南の地域に該当する。特に注目すべき点は、アフリカのカ国あたりのNGO数が〇・五六となり、今迄に示したどの分類よりも低い値となったことである。つまり、サハラ砂漠以南のアフリカにおいて、国連NGOが極めて少ないという事実が明らかになった。

最後に、国連NGOとの相関関係において、極めて高い相関係数を示した国連拠出金をみておく。〇・七八という値で強い相関関係の存在を確認できた。その理由は、拠出金額の二五パーセントを占めるアメリカが、国連NGO数においても突出して多く、その関係を取り込み得たことから示された数値と考えられる。各国毎の状況を調べなければ確証は得られないが、高い分担金が国連に対する参加意識を高めているという側面もあるのかもしれない。

ここで注目されることは、アメリカの七割の拠出金を負担する日本に、アメリカの一割にも満たない国連NGOしか存在していない事実である。外務省は長く国連中心外交を柱として掲げてきた。国連拠出金の分担金もアメリカに次いで、今や世界第二位の一七・九八パーセントに及ぶ<sup>(33)</sup>。それにも拘わらずわずか一七の国連NGOしか存在していない事実は、構造的な問題の存在を実感させる。仮説に留めて言及しておく、国連と日本の市民社会は意外と乖離しているように見受けられる。

さて、国連経済社会理事会と協議資格を持つNGOの数は、表5で明らかかなように増加の一途を辿ってきた。その一方で、経済状況、民主化の状況、地域による差異、文化圏における差異、国連拠出金との関係でそれらの所在は不均衡であった。さらに国連NGOについて特筆すべきは、一三

表5 国連NGO数

年	1948	1968	1991	1993	1995	1996	1997
NGO数	41	377	928	978	1068	1226	1356

“Report of the Secretary-General: Work of the Non-Governmental Organizations Section of the Secretariat (E/1998/43, 8 May 1998) より。”

〇〇を越す国連NGOが存在しながら、実はその存在そのものがかなり特異なことである。国連NGO数によって上位一〇カ国を示したのが表6である。アメリカと西ヨーロッパの国々と第一〇位にインドが登場する。そして、実にこの一〇カ国で国連NGO数の七〇パーセントを占めている。本稿冒頭に紹介したNGOへの期待を素直に受け容れ難くなるほどの偏在ぶりである。国連NGOは当然自らがある社会と切り離されて存在しているわけではない。そのことを前提とするならば、NGOと国連との強化は、国連における米欧社会の影響力のより一層の強化に結びつきかねない。

そして、「付表」中に示されているように、実に九七カ国が一つの国連NGOも持たない。多数の国にとって、国連NGOなど関係がないとも言えそうである。こういう状況では、NGOに向けられる国連からの期待の声はむしろ虚しい響きしかもたない。国連NGOの存在は世界的にみればむしろ例外的なのである。この現実を踏まえた上で国連とNGOの関係強化について議論することが肝要である。

おわりに

地球民主主義の構想の中で、例えば地球的な議会の代表としてその名が挙がるように、NGOへの期待は大きい<sup>(34)</sup>。また国連と地球上の人々を結びつける主体として、国連NGOは今までも増して存在感を高めて行くだろう。しかしその本部の場所だけを見るならば、国連NGOは圧倒的に北米、西欧諸国の一部に偏在している。国連NGOへの期待論は、

表6 NGO数上位10カ国

国名	NGO数
アメリカ	312
イギリス	138
フランス	132
スイス	109
ベルギー	82
カナダ	51
オランダ	38
イタリア	37
インド	29
ドイツ	26

その不均衡の実態をしつかりと認識した上で展開されなければならない。なぜなら、国連に最も届きやすい地球市民の代表の声もつばら北米と西欧諸国の一部の人々に限られるとするならば、それを地球市民社会全体の代弁者とみなすことはできないからである。

他方、少しでも不均衡を是正するために協議資格取極も改定された。ただし懸念されることは、南北間の不均衡を是正するために、途上国のNGOであれば何でも構わないという状況を生むことである。途上国の国内NGOに関しては、それが政府の息のかかった組織であったり、政府自らが作った、非政府とは呼べない組織のあることがしばしば指摘されてきた。数の上の均衡を目指すことばかりを至上の目標とすることは危険である。

NGOの存在意義を失わず、かつ国内NGOを積極的に国連NGOとしてゆく中で生ずる危惧を払拭するためには、国際的でなくても構わないとする措置を暫定的なものとしておくことだろう。登録後一定の期間内に従来の基準とされた三カ国を跨ぐ国際的なNGOとなるように奨励してゆく。またそれは、各国内の民主化、あるいは市民社会の成長、強化にも結びつくだろう。表3で見たように、国連NGO数の少ない国は非民主的である傾向がはっきりと見てとれる。NGOを通して他国の市民社会と接触する機会をもつようになれば、民主化の進展にも充分に寄与すると予想される。<sup>(35)</sup>

またNGOが、その運営、活動の透明性を高めなければならないことは言うまでもない。<sup>(36)</sup> 国連の場で影響力を持つ国連NGOは特にその活動資金の流れを透明にし、何を目的としてどのような活動を行っているのか、外からもはっきりとわかるようにしておかなければならない。そうすればNGOに対する不信感は払拭されようし、地球市民の力の発露としてさらに期待を集める存在となるはずである。

不均衡に関して最後に付け加えると、本部の機能など象徴的なものでとるに足らないと主張するNGOは本部を国連N

GOの過少国に移転することを計画してはどうだろうか。そのためには、移転先の政府が認めるかどうか、あるいはそこで団体として法的に保護されるか否かなど難しい問題を克服する必要もある。しかしその過程を通して得られる経験だけでも、地球市民社会全体の成長にとっては、貴重なはずである。市民社会の横のつながりを促進することなく、地球の明るい未来図を描くことは出来ない。

本稿では日本に特段の焦点をあてることはなかった。しかし経済力、国連拠出金の関係などから見ると、日本の国連NGOも際立って少ないことは確認できた。それは国力とは別の、いわば日本国民の「市民力」が問われている状況とも言えそうである。どうすればアムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)やオクスファム(OXFAM)に匹敵する国際的なNGOを生み出して行くことができるのか。もはや政府のみに外交を任せておけば良い時代ではないだけに、日本人が地球市民として、世界の平和に貢献する「力」をつけることも課題となろう。

- (1) 例えば Kofi Annan, "The Quiet Revolution," *Global Governance*, Vol. 4, No. 2, Apr-June 1998, pp. 131-135.
- (2) Scott Turner, "Global Civil Society, Anarchy and Governance: Assessing an Emerging Paradigm," *Journal of Peace Research*, Vol. 35, No. 1, January 1998, p. 39' を参照されたい。
- (3) 国連事務総長が国連総会に提出した改革のための報告も例外ではない。Report of the Secretary-General, *Renewing the United Nations: A Programme for Reform*, pp. 66-69, (A/51/950, 14 July 1997)
- (4) ピーター・ウィレットツ(Peter Willelts)は、「ほとんどのすべての国際的政府間機関が、今や世界政治の規範として、NGOと協働関係をもたなければならぬ」ということを受け入れている」と記している。Peter Willelts, ed., *The Conscience of the World*, London, Hurst & Company, 1996, p. 3.
- (5) グローバル・ガバナンス論の多様性については、奥迫久士「グローバル・ガバナンスの理論的視野」(広島修道大学大学院演

習論文、未刊行)が参考になった。

- (6) グローバル・ガバナンス委員会(京都フォーラム監訳)『地球リーダーシップ』NHK出版、一九九五年。
- (7) これより先に一九五〇年の二二八決議が存在して、一九六八年の決議はこれを改定したものである。
- (8) このような協議制度成立について詳しくは、馬橋憲男「国連経済社会理事会NGO協議制度の成立をめぐる一考察」『国際開発研究フォーラム』一九九五年九月。
- (9) 現在国連NGOは、経済社会理事会に限定されずに他の国連機関と何らかのパートナー関係を持つものをも含んで捉えるのが普通である。この点に関しては、福田菊『国連とNGO』三省堂、一九八八年、五七―一三三頁を参照。本稿では憲章第七一条に依拠して限定的に、経済社会理事会と協議資格をもつものを国連NGOとして位置づける。
- (10) 不均衡に関しては、Anthony Judge, "Interacting Fruitfully with Un-Civil Society: the dilemma for non-civil society organizations," *Presentation to a World Bank workshop on Civil Society in the FSU and East/Central Europe*, Washington, 16th October 1996, Introductionも参照されたい。
- (11) ECOSOC Resolution 1296(XLIV), article 4. 国内NGOが認められた特別な場合の規定については、同決議の article 9を参照。
- (12) 鈴木淳一「国連経済社会理事会とNGOとの協議取決めの改定——グローバルな『市民社会』の国連への参加——」『獨協法学』第四四号、一九九七年六月、三九五頁。
- (13) 国連憲章第七一条に「適当な場合には……国内団体との間に」とある様に、全面的に国内NGOが排除されていたわけではない。しかし、その分野に国際NGOが存在していないことを条件とするなど、一二九六決議の運用上、その敷居は極めて高かった。(同上鈴木論文参照。)
- (14) 最近の協議資格の申請に関しては、既に国内NGOが国際NGOの数を上回り過半数を超えている。(UN Doc. E/1998/43, para. 7)
- (15) "General Review of Arrangements for Consultations with Non-Governmental Organizations," Statement submitted by Soropimist International, a non-governmental organization in consultative status with the Economic and Social Council, category I. (E/AC.70/1994/NGO/10)

- (16) あらゆる出来事が社会的に作り出されてくる(構築される)との考え方は、国際政治学の新しい潮流コンストラクティビズムの影響を受けた。(Emanuel Adler, "Seizing the Middle Ground Constructivism in World Politics," *European Journal of International Relations*, Vol. 3, No. 3, September 1997)
- (17) Johan Galtung, "A Structural Theory of Imperialism," *Journal of Peace Research*, Vol. 8, 1971, p. 95. (邦訳 高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』中央大学出版部、一九九一年、一〇八頁。) INGOsは本稿で議論しているNGOと同じとみなして良い。
- (18) Chiang Peiheng, *Non-governmental Organizations at the United Nations: Identity, Role, and Function*, New York, Praeger Publishers, 1981, p. 127.
- (19) *Ibid.*
- (20) Report of the Secretary-General: Arrangements and practices for the interaction of non-governmental organizations in all activities of the United Nations system(A/53/170, 10 July 1998), paragraph 79.
- (21) 白井久和「民際外交の展開と地球政治——国際主体としてのNGOと自治体を中心に——」『獨協法学』第四一号、一九九五年、四四一頁。
- (22) 同上、四四〇頁。
- (23) U.N. Doc. E/1997/INF/7. なおこのデータを用いることは、一九九六/三二一決議の成果を後に検討可能とするためにも重要である。改正直後の状況のデータ化は、その後の変化と比較するための基礎となるからであり、欠かすことのできない作業である。
- (24) 一九九九年三月末時点でのホームページアドレスは、[http://www.unog.ch/ESS\\_Mission\\_services/ngo/liaison.htm](http://www.unog.ch/ESS_Mission_services/ngo/liaison.htm).
- (25) 同上データベースで、本部所在が不明なものが、総合協議資格のNGOで三、特別協議資格で三八、ロスターで三四あり、それらは除外した。
- (26) 世界の動き社編集発行・外務省編集協力『世界の国一覽表一九九八年版』世界の動き社、一九九八年、九頁。
- (27) 同上『世界の国一覽表一九九八年版』に基づく。
- (28) ローレンツ曲線を用いた国際政治学の研究としては、例えば鴨武彦『世界政治をどう見るか』岩波新書、一九九三年、一三八



一四四頁。

- (29) フリーダムハウスの指標に関しては綿貫譲治「比較論・国際関係論的にみた日本の政治と社会」、廣瀬和子・綿貫譲治編『新国際学』東京大学出版会、一九九五年、二一七頁。アメリカの金融機関の格付け会社がどの程度信頼しうるかどうかが議論となるのと同様に、フリーダムハウスのランク付けもアメリカ的バイアスを免れているとは考え難い。しかし世界各国の政治的権利を網羅的に扱っていて、なおかつ社会科学の研究にしばしば基礎的データを提供している有益性と実績から、ここではフリーダムハウスのデータに依拠した。
- (30) Freedom House Survey Team, *Freedom in the World: The Annual Survey of Political Rights & Civil Liberties 1996-97*, New Brunswick, Transaction Publishers, 1997, pp. 572-578.
- (31) Samuel P. Huntington, *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*, New York, Simon & Schuster, 1996. (鈴木主税訳『文明の衝突』集英社、一九九八年)
- (32) 単行本の前の、フォーリン・アフェアーズ誌 (*Foreign Affairs*) 掲載論文に対する批判として、例えば、拙稿『文明の衝突』論批判』『札幌学院法学』第一〇巻、第二号、一九九四年。
- (33) *United Nations Handbook 1998*, Wellington, New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, 1998, p. 343.
- (34) 例えば David Held, *Democracy and the Global Order*, London, Polity Press, 1995, p. 274°
- (35) Gabriel Bianchi, "Training in Skills for Coping with Democracy," *The Annals of American Academy of Political and Social Science*, Vol. 552, July 1997 を参照されたい。
- (36) Reginald Dale, "The NGO Specter Stalks Trade Talks," *International Herald Tribune*, March 5, 1999 を参照されたい。

付 表

国 名	(1)FH	(2)GNP	(3)UN	(4)世	(5)Gr	(6)人口	(7)地理	(8)ハン	(9)総	(10)特	(11)口	(12)計
アフガニスタン	7	m	0.004	1	77	20.88	アジア	I		0		0
バーレーン	7	7,840	0.018	3	77	0.6	アジア	I		0		0
バングラデシュ	2	260	0.010	1	77	120.07	アジア	I		4	1	5
ブータン	7	390	0.001	1	77	1.81	アジア	H				0
ブルネイ	7	m	0.020	4	77	0.3	アジア	I				0
カンボジア	6	300	0.001	1	77	10.7	アジア	B				0
中国	7	750	0.901	1	77	1232.08	アジア	S		1		1
キプロス	1	m	0.034	4	77	0.76	アジア	m				0
インドネシア	2	380	0.305	1	77	939.41	アジア	H, I	2	15	12	29
イラン	7	1,080	0.173	2	77	196.81	アジア	I				0
イラク	6	m	0.303	2	77	61.13	アジア	I		1		1
イスラエル	7	m	0.087	2	77	20.61	アジア	I		2	1	3
日本	1	15,870	0.329	4	77	5.7	アジア	m		3		3
日ヨルダン	1	40,940	17.981	4	0	125.76	アジア	J	1	7	9	17
韓国	4	1,650	0.008	2	77	5.58	アジア	I		1		1
北朝鮮	2	10,610	0.955	4	0	45.55	アジア	S	1	1		2
クウェート	7	m	0.031	2	77	22.47	アジア	S				0
ラオス	5	18,720	0.154	4	77	1.69	アジア	I	1	2	1	4
レバノン	7	400	0.001	1	77	5.04	アジア	B				0
マレーシア	6	2,970	0.016	2	77	3.08	アジア	I	1		1	2
モルディブ	4	4,370	0.168	3	77	20.57	アジア	I		2	4	6
モンゴル	6	1,080	0.001	2	77	0.26	アジア	m				0
ミャンマー	2	360	0.002	1	77	2.35	アジア	B			1	1
ネパール	7	m	0.009	1	77	45.92	アジア	B				0
オマーン	3	210	0.004	1	77	21.13	アジア	H		1	1	2
パキスタン	6	4,950	0.050	3	77	2.3	アジア	I				0
フィリピン	4	480	0.060	1	77	134.15	アジア	I	1	1	3	5
カタール	2	1,160	0.077	2	77	71.9	アジア	S, W		6	3	9
サウジアラビア	7	11,590	0.033	4	77	0.56	アジア	I				0
シンガポール	7	6,800	0.594	3	77	18.84	アジア	I	2	1	2	5
スリランカ	4	30,550	0.167	4	77	3.04	アジア	m			2	2
スリヤ	3	740	0.013	1	77	18.3	アジア	H		2		2
タイ	7	1,160	0.062	2	77	14.62	アジア	I				0
トルコ	3	2,960	0.158	2	77	60	アジア	B	2	1	2	5
アラブ首長国連邦	4	2,830	0.440	2	0	62.7	アジア	I		1		1
ベトナム	6	17,390	0.177	4	77	2.26	アジア	I		1		1
イエメン	7	290	0.010	1	77	75.18	アジア	S				0
オーストラリア	5	380	0.010	1	77	15.92	アジア	I				0
フィジー	1	20,090	1.471	4	0	18.29	大洋州	W	1	5	4	10
キリバス	4	2,470	0.004	2	77	0.8	大洋州	m				0
マーシャル	1	920	非加盟	2		0.08	大洋州	m				0
ミクロネシア	1	1,890	0.001	2	77	0.06	大洋州	m				0
ナウル	1	2,070	0.001	2	77	0.11	大洋州	m				0
ニュージーランド	1	m	非加盟	m		0.01	大洋州	m				0
パプアニューギニア	1	15,720	0.221	4	0	3.57	大洋州	W				0
パラオ	1	m	0.001	m		0.02	大洋州	m				0
バプアニューギニア	1	m	0.001	m		0.02	大洋州	m				0
ソロモン	2	1,150	0.007	2	77	4.4	大洋州	W				0
サモア	2	1,170	0.001	2	77	0.17	大洋州	m				0
トンガ	1	900	0.001	2	77	0.39	大洋州	m				0
ツバル	5	1,790	非加盟	2	77	0.1	大洋州	m				0
バヌアツ	1	m	非加盟	m		0.01	大洋州	m				0
アルジェリア	1	1,290	0.001	2	77	0.17	大洋州	m				0
アンゴラ	6	1,520	0.116	2	77	29.17	アフリカ	I		1	1	2
アンゴラ	6	270	0.010	1	77	11.19	アフリカ	A		1		1
ベナン	2	350	0.002	1	77	5.51	アフリカ	A		1	1	2
ボツワナ	2	3,210	0.010	2	77	1.49	アフリカ	A				0
ブルキナファソ	2	3,210	0.010	2	77	1.49	アフリカ	A				0
ブルキナファソ	5	230	0.002	1	77	10.78	アフリカ	I		1		1

△論 説▽

修道法学 一二卷 一・二号

二七二(二七二)



ギリシヤ	1	11,460	0.368	3	O	10.48	ヨーロッパ	O		1	2	3
バチカン	m	m	非加盟	m		0.001	ヨーロッパ	W				0
ハンガリー	1	4,340	0.119	3	O	10.19	ヨーロッパ	W	1	1	2	0
アイスランド	1	26,580	0.032	4	O	0.27	ヨーロッパ	W				0
アイルランド	1	17,110	0.223	4	O	3.52	ヨーロッパ	W		3	1	4
イタリア	1	19,880	5.394	4	O	57.4	ヨーロッパ	W	4	20	13	37
ラトビア	2	2,300	0.046	2		2.49	ヨーロッパ	W				0
リヒテンシュタイン	1	m	0.005	4		0.03	ヨーロッパ	W		1		1
リトアニア	1	2,280	0.045	2		3.71	ヨーロッパ	W				0
ルクセンブルグ	1	45,360	0.066	4	O	0.42	ヨーロッパ	W		1		1
マケドニア旧ユーゴ	4	990	0.005	2		2.16	ヨーロッパ	O				0
マルタ	1	8,650	0.014	3	77	0.37	ヨーロッパ	W		1	1	2
モナコ	2	m	0.003	4		0.03	ヨーロッパ	W		2	1	3
オランダ	1	25,940	1.619	4	O	15.52	ヨーロッパ	W	1	13	24	38
ノルウェー	1	34,510	0.605	4	O	4.38	ヨーロッパ	W		3	1	4
ポーランド	1	3,230	0.251	2		38.62	ヨーロッパ	W			1	1
ポルトガル	1	10,160	0.368	4	O	9.81	ヨーロッパ	W		1		1
ルーマニア	2	1,600	0.102	2		22.61	ヨーロッパ	O				0
サンマリノ	1	m	0.002	m		0.03	ヨーロッパ	W				0
スロバキア	2	3,410	0.053	2		5.37	ヨーロッパ	W				0
スロベニア	1	9,240	0.060	3		1.99	ヨーロッパ	W			1	1
スペイン	1	14,350	2.571	4	O	39.27	ヨーロッパ	W		9	3	12
スウェーデン	1	25,710	1.099	4	O	8.84	ヨーロッパ	W		3	8	11
スイス	1	44,350	非加盟	4	O	7.07	ヨーロッパ	W	12	48	49	109
イギリス	1	19,600	5.076	4	O	58.78	ヨーロッパ	W	8	43	87	138
ユーゴ(代表権未承認)	6	m	0.600	2	77	10.57	ヨーロッパ	O				0
アルメニア	5	630	0.027	1		3.76	ヨーロッパ	I				0
アゼルバイジャン	6	480	0.060	1		7.55	ヨーロッパ	I				0
ベラルーシ	6	2,070	0.164	2		10.25	ヨーロッパ	O				0
グルジア	4	850	0.058	1		5.41	ヨーロッパ	O				0
カザフスタン	6	1,350	0.124	2		16.53	ヨーロッパ	O				0
キルギス	4	550	0.015	1		4.58	ヨーロッパ	I				0
モルドバ	3	590	0.043	2		4.24	ヨーロッパ	O				0
ロシア	3	2,410	2.873	2		147.74	ヨーロッパ	O	1	2	2	5
タジキスタン	7	340	0.008	1		5.92	ヨーロッパ	I				0
トルクメニスタン	7	940	0.015	2	77	4.57	ヨーロッパ	I				0
ウクライナ	3	1,200	0.678	2		51.09	ヨーロッパ	O		1		1
ウズベキスタン	7	1,010	0.077	2		22.91	ヨーロッパ	I				0
アンティグア・バーブーダ	4	7,330	0.002	3	77	0.07	北アメリカ州	L				0
バハマ	1	11,850	0.015	4	77	0.28	北アメリカ州	L				0
バルバドス	1	6,600	0.008	3	77	0.27	北アメリカ州	L		1	2	3
ベリーズ	1	2,700	0.001	2	77	0.22	北アメリカ州	L				0
カナダ	1	19,020	2.825	4	O	29.96	北アメリカ州	W	3	26	22	51
コスタリカ	1	2,640	0.017	2	77	3.4	北アメリカ州	L		2	2	4
キューバ	7	m	0.039	2	77	11.02	北アメリカ州	L		6	1	7
ドミニカ	1	3,090	0.001	2	77	0.07	北アメリカ州	L				0
ドミニカ共和国	3	1,600	0.016	2	77	8.05	北アメリカ州	L		1		1
エルサルバドル	3	1,700	0.012	2	77	5.8	北アメリカ州	L				0
グレナダ	1	2,880	0.001	2	77	0.1	北アメリカ州	L				0
グアテマラ	3	1,470	0.019	2	77	10.93	北アメリカ州	L			1	1
ハイチ	4	310	0.002	1	77	7.34	北アメリカ州	L		1	1	2
ホンジュラス	3	660	0.004	1	77	6.14	北アメリカ州	L				0
ジャマイカ	2	1,600	0.006	2	77	2.49	北アメリカ州	L		1		1
メキシコ	4	3,670	0.941	3	O	96.58	北アメリカ州	L		3	4	7
ニカラグア	3	380	0.002	1	77	4.24	北アメリカ州	L				0
パナマ	2	3,080	0.016	2	77	2.67	北アメリカ州	L	1		2	3
セントクリストファー・ネイビス	1	5,870	0.001	3	77	0.04	北アメリカ州	L				0
セントルシア	1	3,500	0.001	3	77	0.14	北アメリカ州	L				0
セントビンセント及びグレナディーン諸島	2	2,370	0.001	2	77	0.11	北アメリカ州	L				0

不均衡の国連NGO(三上)

トリニダード・トバゴ	1	3,870	0.018	3	77	1.3	北アメリカ州	L					0
アメリカ	1	28,020	25.000	4	0	266.56	北アメリカ州	W	18	147	147	312	
アルゼンチン	2	8,380	0.768	3	77	35.22	南アメリカ州	L		5	10	15	
ボリビア	2	830	0.008	2	77	7.59	南アメリカ州	L				0	
ブラジル	2	4,400	1.514	3	77	157.87	南アメリカ州	L	1	1	4	6	
チリ	2	4,860	0.113	3	77	14.42	南アメリカ州	L		3	1	4	
コロンビア	4	2,140	0.108	2	77	35.63	南アメリカ州	L	1			1	
エクアドル	2	1,500	0.022	2	77	11.7	南アメリカ州	L		2		2	
ガイアナ	2	690	0.001	1	77	0.84	南アメリカ州	H, A				0	
パラグアイ	4	1,850	0.014	2	77	5	南アメリカ州	L				0	
ペルー	4	2,420	0.085	2	77	23.95	南アメリカ州	L		4	3	7	
スリナム	3	1,000	0.004	2	77	0.43	南アメリカ州	H, A				0	
ウルグアイ	1	5,760	0.049	3	77	3.2	南アメリカ州	L		2	4	6	
ベネズエラ	2	3,020	0.235	2	77	22.31	南アメリカ州	L		3	2	5	
(台湾)	2							(不明)	3	38	34	75	
合計									88	602	666	1356	

(筆者作成)

- (1) フリーダムハウスによる分類。政治的権利が最も保障されている国を1で示し、数が大きくなるにつれその制約が増すことを示す。Freedom in the World 1996-1997より。
- (2) 一人あたりGNP、米ドル。mは不明。『世界の国一覧表1998年版』より。
- (3) 国連拠出金の割合。1998年。出所は注の33。
- (4) 世界銀行区分。1が低所得国、2が中所得国、3が高所得国、4が高所得国。出所は(2)と同じ。
- (5) 77は、77カ国グループの諸国を示し、OはOECD諸国を示す。
- (6) 単位100万人。出所は(2)と同じ。
- (7) 地理的分類。出所は同上。
- (8) ハンチントンの『文明の衝突』より、西欧がW、ラテンアメリカがL、イスラムがI、中国がS、ヒンドゥーがH、東方正教会がO、仏教がB、日本がJ、不明がm。
- (9) 総合協議資格のNGO数。
- (10) 特別協議資格のNGO数。
- (11) ロスター資格のNGO数。
- (12) 国連NGO数の合計。以上のNGO数は1997年。